

論点に対する回答

分野	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく 手続のオンライン化及びオンライン利用率の引上げについて
省庁名	環境省
<p>政府では、年間総手続件数が 10 万件を超える等の国民・事業者身近な手続について、行政サービスの改善や国民の満足度を図る「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け、利用者目線でのサービス改善を継続的に実施する「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を推進している。</p> <p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続のオンライン化」は、令和 3 年度から上記取組に位置付けられるとともに、「当面の規制改革の実施事項（令和 3 年 12 月 22 日規制改革推進会議／以下、実施事項）」において、「規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間で PDCA を回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する」とされている。</p> <p>一方で、貴省が改訂した「オンライン利用率引上げに係る基本計画（以下、基本計画）」は、“令和 13 年度までの 10 年間でオンライン利用率 10% を目指す”ことをその旨としており、規制改革推進会議が提示した「オンライン利用率目標及び取組期間設定の考え方」と比較しても、低水準な目標に止まっている。</p> <p>併せて、実施事項において「狩猟免許の申請・更新等手続」について、「デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、オンライン化に向けた具体的方針（具体的方針を決めることが困難な場合は、具体的方針を決めるための道筋）を明らかにした上で、デジタル化に取り組む。」とされており、「今後の方針については基本計画に準ずるものとして検討を進める」との回答がなされているが、基本計画において具体的なアクションプラン等は示されていない。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点について回答されたい。</p> <p>【論点①】</p> <p>「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を推進するにあたっては、「目指すべき行政サービス像を明確化するため、（中略）申請の準備段階からバックオフィス業務、通知や交付、不備修正や質問対応等までを含めたエ</p>	

ンドツーエンドの範囲で『対象事業の概要（ポンチ絵）』を作成し、サービス全体を可視化・俯瞰する。」とあるところ、全体のフローを示されたい。

併せて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置（令和3年9月2日中央環境審議会答申／以下、答申）」において、「現在、鳥獣の捕獲情報の収集は紙媒体に基づくものが多く、その収集・整理が行政担当者等の負担となっており、収集される捕獲情報も第二種特定鳥獣管理計画等の作成・評価に有効な情報として必ずしも十分に活用されていない場合もある」とあるところ、フロー中の各セグメントにおけるオンライン化状況をお示しいただきたい。

【回答①】

- ・鳥獣保護管理法に基づく狩猟者の登録及び結果報告、鳥獣捕獲許可及び結果報告に係る手続のフロー及びオンライン化の状況については、別添のとおりとなっている。
- ・なお、御指摘の「オンライン利用率引上げに係る基本計画」におけるオンライン利用率の目標については、環境省におけるオンライン共通申請基盤システム（通称：eMOE）の導入の目途がついたこと等を踏まえ、50%としたい（回答④参照）。

【論点②】

貴省では捕獲情報（免許・登録に係る情報含む）を一元管理するために「捕獲情報収集システム」を構築し、平成29年度から順次運用を開始していると承知している。

一方で、当該システムの導入は各都道府県において任意とされていると承知しているが、導入を行っていない都道府県の数とその理由をご教示いただきたい。

併せて、導入を行っていない都道府県からはどのような方法で捕獲情報を収集しているのか、具体的にご教示いただきたい。

【回答②】

- ・捕獲情報収集システムの活用を行っていないのは、令和3年度末時点で8都道府県となっている。
- ・活用を行っていない主な理由としては、各都道府県独自の集計方法やシステムを採用している、捕獲情報収集システムを採用することのメリットや

必要性を感じていない、といった回答を得ている。

- ・活用を行っていない都道府県については、捕獲情報を Excel ファイルの様式に入力し、提出していただいているところであるが、捕獲情報収集システムを活用することのメリットを周知して、同システムの活用をより一層はたらきかけてまいりたい。

【論点③】

論点②に関連して、答申において「捕獲情報収集システムについても、データ入力の簡易化、民間のアプリ等の活用、鳥獣の目撃情報や人身被害に関する情報を収集する機能の追加等についても検討していくことが求められる」との指摘がなされているが、ここでいう「民間アプリ」とは具体的にどのような機能を備えており、捕獲情報収集システムと連携することでどのような利便性向上が図られる可能性があるのか、具体的にご教示いただきたい。併せて、指摘に対する貴省の具体的な対応方針如何。

【回答③】

- ・「民間アプリ」は、スマートフォン等で利用可能な、捕獲情報を記録するアプリケーションである。ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣の捕獲地点の GPS の位置情報、捕獲数等の捕獲情報をリアルタイムで効率的・効果的に収集する機能を有している。
- ・本アプリは、鳥獣の保護及び管理に当たって、迅速に捕獲対策の企画・立案、目標設定等に活用されていると承知している。
- ・鳥獣保護管理法に基づく狩猟及び捕獲の結果報告においては、狩猟等により捕獲を行った者に対して、捕獲した鳥獣種や数、位置情報等の報告を求めているが、紙媒体での報告が一般的となっている。
- ・これを、民間アプリを活用して、当該報告を簡易に実施することが可能となれば、スマートフォン等を活用している捕獲者の利便性向上に資するものと考えている。
- ・既にこのような機能を有する様々なアプリが開発されているが、捕獲情報収集システム等との連携に当たって、セキュリティ面やコスト面の課題、また高齢化が進む捕獲者が容易に活用できるか等の課題があると認識している。
- ・本年度から開始する次期・捕獲情報収集システムの在り方の検討の中で、どのような課題があるか、技術的な検討を行う予定としている。

【論点④】

情報集積セグメント（論点②）は、任意ではあるものの統一的システムの導入が開始されているが、狩猟者や捕獲者からの申請セグメントについては各都道府県が個別に構築をしており、オンライン申請を導入しているのは一部の都道府県に止まっているものと承知している。

基本計画において、都道府県からは「オンライン申請に対応したシステム開発にかかる予算の確保が難しい。また、開発後の運用に多大な労力と費用を要する」との意見が示されていること、また、多くの狩猟・捕獲者は複数の都道府県に申請を行う実態があることを踏まえれば、貴省が主体的に統一的なプラットフォームの整備（既存のプラットフォームの活用含む）を検討すべきと考える。

現在、貴省において検討している共通申請サービス（通称：eMOE）について、内容と今後の具体的な検討工程如何。

併せて、本手続についても上記共通申請サービス等の活用により、統一的なプラットフォームを整備すべきと考えるが、貴省の見解及び具体的な対応方針如何。

なお、基本計画において、貴省より「今後、デジタル庁において国として統一した電子申請システムの整備が行われる場合、そのシステムを利用して都道府県におけるオンライン化の推進が可能になり、目標を上げることができると考えられる」との見解が示されているが、システム設計や予算措置についてデジタル庁と連携する必要はあると考えられるものの、オンライン化の方法を含めた手続の在り方については、制度所管たる貴省が主体的に検討すべき事項であると考ええる。

【回答④】

・当省では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」及び「環境省デジタル・ガバメント中長期計画（平成30年6月18日環境省情報管理委員会決定）」に基づき、令和7年度までに原則として全ての行政手続をオンライン化することを目的として、オンライン共通申請基盤システム（通称：eMOE）の構築を予定している。

※個々のシステムによるオンライン化も可。

・本年7月以降にシステムの構築を開始し、各制度所管部局と調整の上、令和4年度下期以降、段階的に手続のオンライン化を進める予定である。

・なお、令和5年度以降、地方公共団体間の行政機関専用ネットワークであ

る総合行政ネットワーク（LGWAN）やマイナポータル等との接続を始めとしたシステム改修を予定している。

- ・今後、鳥獣保護管理法に基づく手続についても、eMOE への移行に向けた検討を進めることとしている。

【論点⑤】

論点④に関連して、貴省の「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」において、狩猟者登録手続時の提出書類や手数料等について「標準的な登録手続の例です。詳細は都道府県によって異なる可能性がありますので、申請先の都道府県担当部局にご確認下さい」との案内がなされている。

具体的にどの様な差異が、どの様な事由から設けられているのか、具体的にご教示いただきたい。

併せて、多くの狩猟・捕獲者は複数の都道府県に申請を行う実態があることを踏まえれば、利便性向上・負担軽減の観点から、制度所管たる貴省が主体的に真に必要な情報のみで統一する等の BPR を進めることが必要と考える。貴省の見解及び具体的な対応方針如何。

なお、答申において、「計画的かつ科学的な鳥獣の保護及び管理を一層推進していくためには、必要とする情報を整理し、狩猟及び許可捕獲における捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る必要がある」との指摘がなされていると承知している。

【回答⑤】

- ・環境省では、地方自治法に基づく技術的助言として、狩猟者登録の際の申請手続及び申請様式等、鳥獣保護管理法の細部解釈及び運用方法を都道府県知事に通知している。
- ・各都道府県においては、それらの通知を踏まえつつ、地域の状況に応じて、各都道府県知事の権限において登録事務手続や申請書等を決定しており、各都道府県の個別の申請内容まで把握していない。
- ・鳥獣保護管理法に基づく手続のオンライン化に当たって、様式の統一化も含め、BPR の必要性は認識しており、今後、デジタル庁にも御相談しながら、取組の具体的な内容を検討してまいりたい。
- ・なお、御指摘の「計画的かつ科学的な鳥獣の保護及び管理を一層推進していくためには、必要とする情報を整理し、狩猟及び許可捕獲における捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る必要がある」については、現状

の報告事項に加えて、鳥獣の雌雄等の情報についても報告を求めることを念頭においたものと承知している。

【論点⑥】

論点④に関連して、基本計画において、都道府県から「手数料に係る収入証紙や医師の診断書等、オンラインでの提出が困難な書類がある」との課題が示されているが、統一的なプラットフォーム整備を検討するに当たっては、貴省が関連府省に積極的な働きかけを行ったうえで、キャッシュレス化及び行政機関間の情報連携による添付書類の省略を統一的に実現すべきと考えるが、貴省の見解及び具体的な対応方針如何。

【回答⑥】

- ・ 鳥獣保護管理法においては、人命・財産の安全確保、鳥獣保護への重大な支障の防止という観点から、狩猟免許には発作による意識障害等に関する欠格事由を設けており、これらの事由に該当しないことを確認するため、狩猟免許の申請及び更新時には医師の診断書の添付を求めている。
- ・ 御指摘の点は、鳥獣保護管理法に基づく手続においても重要と認識しており、今後の eMOE への移行に向けた検討に当たって、どのような方法があり得るか、関係府省とも連携して検討してまいりたい。
- ・ なお、キャッシュレス化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に、「デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス納付が可能となるよう、次期通常国会に法案を提出する等必要な法整備を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう令和3年度から検討を開始し、早期に結論を得て、システムの在り方を示す等の必要な措置を講ずる。」とされている。
- ・ eMOE を構築するにあたっては、こうした動きも踏まえキャッシュレス化の検討を行う予定としている。

【論点⑦】

現在、デジタル庁を中心に各種免許・国家資格等のデジタル化、デジタル臨時行政調査会を中心に対面講習のデジタル原則への適合性確認及び見直しが進められていると承知しているが、狩猟免許の申請・更新等手続についても、貴省が関連府省に積極的な働きかけを行ったうえで、デジタル化を検討すべきと考える。貴省の見解及び具体的な対応方針如何。

【回答⑦】

- ・ 狩猟免許の申請・更新等手続においても、デジタル化を進めていくことは重要と認識しており、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえ、更新時に努力義務となっている講習等については、既にオンラインを活用した自宅学習等による講習に代替するなどの取組が進められている。
- ・ なお、狩猟免許の更新に当たっては、狩猟の適性を確認するための適性検査を義務づけており、令和3年6月に総務省行政評価局から公表された「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査」においても、「検査内容（視力、聴力、運動能力）が、非対面化に適さない」との結果が得られている。
- ・ 今後どのような対応が可能か、関係府省とも連携して検討してまいりたい。